

令和5年12月清須市議会定例会会議録

令和5年12月7日、令和5年12月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	天	埜	幸	治	
企	画	部	長	河	口	直	彦
総	務	部	長	岩	田	喜	一

危 機 管 理 部 長	丹 羽 久 登
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	加 藤 久 喜
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	三 輪 好 邦
教 育 部 長	石 黒 直 人
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 敬
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	楢 本 雄 介
総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長	飯 田 英 晴
総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	辻 清 岳
市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	松 村 和 浩
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	吉 野 厚 之
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 参 事	猿 渡 一 樹
人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
企 画 政 策 課 長	林 智 雄
企 業 誘 致 課 長	沢 田 茂
財 政 課 長	服 部 浩 之
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 課 長	藏 城 浩 司
保 險 年 金 課 長	浅 野 英 樹
産 業 課 長	梶 浦 庄 治
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	下 村 辰 之
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	石 田 讓
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	佐 藤 嘉 起
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
高 齢 福 祉 課 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	村 瀬 巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 発言の取消しについて

日程第 2 議案第 5 0 号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

日程第 3 議案第 5 1 号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案

日程第 4 議案第 5 2 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 5 議案第 5 3 号 清須市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 6 議案第 5 4 号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 7 議案第 5 5 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 8 議案第 5 6 号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 9 議案第 5 7 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

- 日程第10 議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について
- 日程第14 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第63号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第16 議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案
- 日程第17 議案第65号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第18 議案第66号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第19 議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第20 議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案
- 日程第21 議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案

（ 傍聴者 1名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和5年12月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。

成田義之議員より、去る12月4日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

取消し申出を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、発言の取消し申出を許可することに決定いたします。

次に、本日議題としております各議案については、12月1日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題として質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、議会申合せ事項第47号の規定により、一般質問と同様となっております。

日程第2、議案第50号から日程第21、議案第69号までを一括議題といたします。

去る12月4日までに、お一人の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の議案に対する質疑を受けます。

加藤議員。

< 15番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

おはようございます。

議席番号15番、加藤光則です。

私は、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案について質疑を行います。

（2）清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（第2条の改正）についてであります。

概要説明では、「市の事務で特定の者のためにするものの利益を受ける者と利益を受けない者との負担の公平性を考慮し、清須市公共施設使用料等の改定に併せ、利益を受ける者から徴収する手数料を改定する。」と説明がなされました。

ごみ袋の有料化の政策目的は、本市の「清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に記されているように、「廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するなどにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて、地域の清潔保持を推進することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型社会の形成に資することを目的とする。」となっているように、ごみの排出抑制にあると思いますが、本市のごみ処理手数料についての認識と値上げについての考えを伺います。

御答弁よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいまの質疑に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課長の松村です。

本市のごみ処理手数料についての認識と値上げということについてお答えさせていただきます。

一般廃棄物処理手数料は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、ごみ専用指定袋を交付し、現金で徴収するものと認識しております。

今回の手数料の改定は、ごみの減量化、再資源化の推進を図る観点、また、令和元年度の改定時よりごみの処分量は減少しているものの、人件費、物件費等の高騰による収集運搬費に係る委託費の増加により、ごみ処理費用が増加しているため、受益者負担の適正化を目的として、処理費用の一部を市民の皆様に御負担していただくことが重要と考え、改定することといたしました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今回の本市の認識、値上げ等についての考えを伺いました。以下一つずつ、私が今お聞きした中で、いろいろ思うことを質問したいと思います。

地方自治法の第227条に「特定の者のために事務への対価として徴収することができる。」、こういう規定を元に、今言われた条例が定められているわけであります。本市の条例の廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、ここには冒頭申し上げましたが、目的が記されて、その中で市の責務、市民の責務、それぞれが決められているわけであります。それで、市の責務のところがありますが、それは今、課長が言われたように減量であります。ごみ袋の有料化における政策目的は、ごみの排出抑制、減量化にあるわけであります。この政策目標、市の責務がどうなっているかが理解できなければ、手数料の見直しと言われても、納得のいく理解が私はなかなか得られないと思うわけであります。そのことについても、どう考えているのか少しお伺いしたいと思います。

本市には、一般廃棄物処理基本計画、こういうものがあります。令和2年3月に作られているわけであります。その中で令和2年度を初年度として、目標年度を令和6年度として、5か年計画を決めているわけであります。そして、計画の実施状況と効果について、点検も、毎年、担当部課の中で行われておると思いますが、本日、資料でも皆さんのお手元にお配りしてありますが、家庭系ごみの排出量の将来予測ですね、こういうものがきちっとあるわけでありますので、点検が行われているわけですけれども、その情報提供については、どういうふうにお考えになっているのかまずお伺いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

松村でございます。

ごみの点検状況につきましては、毎年ごみの排出量だとか委託料等調査させていただいておりました、ごみ減量化委員会等そういったもので報告をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

その減量化委員会の中で報告をされているということではありますが、例えば、今回、最終年度を前にして、こういう見直しが出てきたわけでありまして。確かに、計画があって、計画には、「情勢の変化が生じた場合には、期間中に見直しを行うなど弾力的な対応を図る。」、こうされていることも承知しております。しかし、手数料の見直しということで出てきたわけですが、一般的には、その委員会の中だけであって、今回のこの見直しに当たってもそういった資料が表示されないわけでありまして。ということですね、なかなか私自身が理解ができないわけでありまして、情勢の変化や結果については、本当に市の当局の皆さんがつかんでいろいろ対応されている、これは分かります。しかし、市民や事業者へ公表して、更に減量化への意識改革を進めていく、こういうことが必要じゃないかと思うわけでありまして。そうでないと、担当者の皆さんが一生懸命努力されていることが、みんなものにならないし、広がらないし、意識改革にも私はつながらんとするんですよ。その辺についてどうお考えか質問させていただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

ごみにつきましては、皆さんの御努力に対しまして、先ほど報告させていただいたように、少しずつ減少はしております。そういった資料を何かの機会に報告させていただければ、今後ますます減量等につながるかと思っておりますので、今後、調査研究をさせていただいて報告するようにしたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それは是非、意識改革も含めてやっていかないかんわけですが、もう一つは、それと併せて今回は、手数料の見直しというものが出てきたわけでありまして。そうすると、先ほども申しましたが、情勢の変化や結果、いろいろ生じたときには見直しを行うという、その行う過程での公表が、私たちのところには届いていないわけでありまして。

私はですね、令和6年度に5か年計画の区切りを迎えるに当たって、PDCAの評価チェック、

我々も議会のチェックがあるわけですが、そういうチェック機能が行われて、公表されて、その上でアクションが起きるのかなと思っていただけであります。しかし、のっぴきならん情勢の変化が生じたということで理解しますが、今回、5か年計画の最終年度を待たずして手数料の見直しを行ったわけですが、本市のごみ手数料における設定について、受益者負担とか積算根拠とかいろいろあるわけですが、その辺はどういうふうに出されているのか伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

松村でございます。

清須市の一般廃棄物処理計画の中では、議員おっしゃられるとおり、情勢の変化ということで見直しをするというふうになっておりますが、こういった情勢の変化というのは、大きく例えば、ごみの分別方法などが変わるというような状況かと思っております。

今回の変更につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、令和元年と比較いたしまして、ごみの収集事業に係る人件費、物件費等が高騰してるということで、ごみ処理費用が増えていると。このため、基本計画を待たずして5年が経過したということで、今回見直しをさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今言われたわけですが、分別方法が変わったり、いろいろ人件費、物件費、量が増えているんだということであります。それが本当にどれだけ増えておって、その目標達成に向けて減量というところでやっておるんだけれども、情勢の変化、そういったもの問題、課題に対して、対応できないんだということがある中身について、なかなか見えないんですよ、今言われたわけですが、その積算根拠となるものが、それであるならきちっと出すべきだと思うわけですが、本市の場合は、ごみ処理の全体に係る今言われた物件費とか人件費とか処理量、そのうち全部公費で賄うことができんということで、皆さん方から手数料としていただいておりますけれども、多くの無料のところもありますが、実施されているところを見ると、大体按分すると3分の1だというようなことも言われている自治体もあるわけで、本市の積算根拠でいくと、そ

れはどれぐらいの割合なのかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

令和5年度の予算の関係でいきますと、収集運搬に関しまして9億5,000万円ほど費用がかかっております。そのうち、まだこれは値上げ前というか、改定前の金額でありますけども、ごみ袋の販売手数料が約6,000万円ほどございますので、皆さんに負担していただいているパーセントといたしましては、6.38%というような受益者負担となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

何が全体かというところの当てはめの問題がありますので、それぞれの自治体によって、もう少し細かく見ていく必要があると思うわけですが、今、本市の割合をざっと言っていただきました。

そうすると、今回の見直しは、今言われた原価を基本として、手数料額が実際のごみ処理原価と著しくかい離した場合という認識で聞いたわけですが、理論上の適正対価と現行の料金の比較が今行われて、今回かい離がしたということで、計画年度の1年前倒して見直しをされるわけですが、このかい離について、例えば今言われたような人件費、物件費、処理量云々が毎年いろいろかい離が出てきたら、毎年やるのかということが出てくるわけなんですけれども、概ねどれぐらい開きが出たら、こういう見直しを行っていくということを物差しがあるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

一般的に、議員からいただいております資料にもよりますが、一般廃棄物処理有料化の手引というのがございまして、こういったものによりますと、概ね5年ごとに見直しをなさいたいことに記述がございまして、そういったものと、清須市でいうと手数料の条例等、見直し基本方針もありますので、そういったものと照らし合わせながら、かい離等があった見直しとい

うふうにしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、年月的なことは5年ごと、それで環境省の今そういう手引のことも言われました。その手引の中では、毎年きちっと状況を把握しながら、それを分析してということも書かれておるわけですけれども、一つは、うちの計画が来年度という一つの区切りがあったわけですけれども、全体の使用料、手数料が今回見直しというか、引上げの部分もあるわけですけれども、されるということになってくると、どっちに年月を合わせていくのかということもありますし、それから物価の上昇云々という変化の状況に合わせていくのかということもありますし、その辺の基準というのが、先ほども言いました概ね20%ぐらい開いたら5年を待たずしてやるよとか、そういう物差しは、今のところないという認識でよろしいでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

特にそういった基準はございませんけども、ごみの処理費等を勘案させていただきまして、少しずつ変化があれば修正させていただくということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

言っときますけど、かい離があって、それを決めていかないと、少しずつ変化があれば見直ししていくということになると、毎年これを見直しするということにも聞こえますけれども、その辺については、手数料については、どういう認識でおればいいのかというところをやっぱりきちっと物差しというか、基準を決めていかないといかんと思うわけですが、その辺は柔軟にやっっていくというのも分かりますけれども、だから大幅にかい離したときというこの幅の部分もお聞きしたわけですが、今の答弁だと、毎年毎年見ていって、引き上げていかなあかん場合は引き上げるような私は認識、聞き取れたわけで、その辺は部長はどういうふう判断されているのか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

幅についての物差しというのは、今あるかないかという、ございません。ごみについては、基本的に5年を経過した中での状況で判断させていただくというのが一つのスタンスでございます。

ただし、今、議員が言われてるとおり、そのような状況じゃないような場合も当然ございます。その物差しがあるかというかないというふうに私は今答えましたが、それは、ごみ単体の部分で見ただけではなくて、市の財政状況等々社会状況の変化とか、その辺も相対的に見た中での判断ということになりますので、何%処分費が上がったから改定するというふうには考えておりません。その都度の状況を見て、改定することは考えられると思います。

もう1個言うと、処分費の大幅な高騰ということとともに、ごみの大きな変革、例えて言うと、分類の仕方が変わるとか、そういったことがあり得れば、基本的と言ったのは、議員もおっしゃったように、5年をめどにはしとるんですが、大きな変革があった場合には、当然のことながら、その時点の状況を見て判断して改定することもあり得ると、こういうふう考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

例えば、減量が最大の目的でありますから、分別方法変わったりいろいろするというところでお金がかかって、そういうところは私もよく理解できるわけであります。先ほども言いましたように、6年度をめどに5か年計画というのを立てられておるわけですので、そこできっちり私は総括して、評価して、チェックしてということが行われる中でのこういう見直しというなら分かるんですけども、1年前倒しでそういうところの部分が我々には見えないわけありますので、その辺での本当に当局が御苦労された中身というのをもう少し明らかにしていただいて、チェック機能が十分役立つような我々が議論する上で、机に乗ってる資料が、やっぱり当局の皆さん方は、しっかり今回出される上での積算根拠があるわけですので、そういったものを出していただきたいということが言いたかったわけです。

それから、その上でお聞きしたいわけですが、手数料の料金水準についてであります。

市民が受け入れやすい理解と納得される目的効果が損なわれ、料金水準の考慮が求められていくわけですが、その辺について、例えば今日の資料の3ページ目に、豊田市の一般廃棄物処理手数料の算定の在り方についての答申という資料が令和4年5月に出されたわけですが、そこで見ると、家庭系の手数料、それから事業系が載っておるわけですが、こういう料金水準について、きちっと我々も把握して、市民の皆さんに理解と納得が得られるような提示の仕方をしていく必要があるわけです。

これを見ると、令和4年の資料で、審議会できっちりいろいろ論議された中での積み上げられた資料があったわけですが、清須市のところは書いてなかったんですね。やっぱりこういう資料が、私は水準という意味で必要であると思うわけですが、今回の見直しによって、比較というのが必要になってくると思うわけですが、その辺はどういうふうに比較されているのか質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課、松村でございます。

比較と言いますと、ごみ袋の価格が比較になるかと思えますけども、同じような類似団体でいきますと、今回、値上げ前が、可燃ごみの代でいきますと、1枚あたり11.3円になりますけども、値上げすることによって2円が増になりまして、13.3円ということになります。これが45Lの袋になりますので、同じ容量であるごみ袋で比較いたしますと、犬山市が1枚当たり30円、知多市が50円、常滑市が同じ50円になります。近隣でいきますと、容量が違うんですけども、例えば、あま市ですと40Lが20円、北名古屋市の37Lが10円というような状況になっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

一つは、豊田市が審議会ですべての資料を出されておったんですけども、やっぱり燃やすごみの手数料ということでの表示の仕方です。今、課長が言われたごみ袋の値段を言われた

わけであります。いろんな表示して、理解と納得が得られるような形で、私はきちっと今回の問題でも皆さん方に表示していくということが必要だと思うわけであります。

それで、現在の収集体系において、可燃ごみと不燃ごみ、先ほど一般会計からの持ち出し額等々言われたわけですが、今回の引き上げで今1枚当たり2円増だということなんで、全体ではどれぐらいの収入を考えられているのか質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

今回値上げすることによりまして、令和5年度の比較になりますけども、手数料の収入分が約560万円ほど増えるというような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

2円増であっても、全体の中でいくと予算的に見ると560万円ほど増えるという御答弁をいただきました。今、物価高騰やコロナ禍で生活の困窮、こういった課題がのしかかっているわけであります。そういう中での、わずかと言っても引上げだということであります。いろんな面で、そういう中でごみの減量という形を進めていくということになると、市民の皆さんに、私は理解と納得というのが必要だと思います。

最後のページに、今日の資料の環境省から出している手引の現状の把握というところでの検討について、こうやって毎年やっていくことが望ましいよということが述べられているわけであります。ごみ袋の有料化について先般も国会の議論の中で、国務大臣が答弁しておりましたけれども、手数料についての丁寧な住民の皆様への説明も含めて、市町村においては、適切に地方自治プロセスに従って設定されていると認識していると、こういうふうに国務大臣が答弁されていたわけですが、本市としては、今日議会でこういう形で質問させていただいておるんですけれども、これは4月からということで、どういうプロセスで進めていきたいのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

今回の改定につきまして認めていただければ、令和6年4月からということですが、期間が短いですが、広報とホームページ等で十分に説明、お店等でも周知させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

是非ですね、皆さん方も真剣にいろいろ資料を取りそろえて、検討に検討を重ねて、こういうものを出されたと思うわけですが、今後、広報に出していく上においては、決まったことだということで、皆さん方に理解してくださいという形になってしまうんですね。ゴミ袋という手数料として徴収されたお金が、具体的にどういうふうに使われているのか市民に説明していく、このことが重要でありますし、市民のごみ減量への経済的な誘引になることとごみ政策の充実、これ目的にあります、これをきちっとしていく。それから、情報を市民に知らせて、納得して目的であるごみ減量に取り組む、こういう好循環を生み出すという形が本来今後やっていただかないかんわけで、必要になります。その上においても、きちっと、こういうチェック機関に対して事前に出していただきかけたということをしつめて、しっかりですね、最後に述べた三つのことをやっていただくように訴えて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、議案質疑を終了いたします。

議案質疑が終わりましたので、次のとおり、各議案等を各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、議案第50号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第3、議案第51号は、福祉常任委員会及び建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4、議案第52号、日程第5、議案第53号、日程第6、議案第54号、日程第7、議案第55号及び日程第8、議案第56号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第9、議案第57号、日程第10、議案第58号及び日程第11、議案第59号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第12、議案第60号及び日程第13、議案第61号は、建設文教常任委員会に審査を付

託いたします。

日程第14、議案第62号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第15、議案第63号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第16、議案第64号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第17、議案第65号、日程第18、議案第66号及び日程第19、議案第67号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第20、議案第68号及び日程第21、議案第69号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

なお、次回の本会議は、12月20日水曜日午前9時30分から再開いたします。

早朝より大変御苦勞さまでございました。

(時に午前 9時59分 散会)